

しょう しゃほけんふくしけいかく さっぽろししょう しゃ
障がい者保健福祉計画（札幌市障がい者プラン）

しりょう
資料2-2

ぶんや しさくてんかい
分野ごとの施策展開イメージ

けいかくさくていかいぎ
2011/7/28計画策定会議

ぶんや りかいそくしん
分野1 理解促進

げんじょう かだい
< 現状と課題 >

きょうせいしゃかい じつげん しょう ひと たい りかいそくしん
共生社会の実現のためには、障がいのある人に対する理解促進を
いっそうすす ひつよう かんが
一層進める必要があると考えられます。

ていきょう えんかつ かんけいき かん じぎょうしゃ
サービス提供を円滑に行うためには、関係機関、事業者、ヘルパ
とう たい しょう ふくし かん きょういく けんしゅう じゅうじつ ひつよう
一等に対する障がい福祉に関する教育（研修）を充実する必要が
あるとかんが
あると考えられます。

しょう ひと たい しみんりかい ぶか しょう
障がいのある人に対する市民理解を深めるためには、障がい
とうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそうすいしん ひつよう かんが
当事者による普及・啓発活動を一層推進する必要があると考えられ
ます。

ほっかいどうしょう しゃじょうれい しょう ひと たい けんりようご
北海道障がい者条例では、障がいのある人に対する権利擁護を
すいしん
推進することとされております。

きほんほうしん
基本方針

しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい そんちょう
障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重
ささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか
し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

ちいきしゃかい しょう ひと たい りかい そくしん
地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。

しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しえん すいしん りかいそくしん はか
市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し理解促進を図りま
す。

きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 基本施策 1	けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
きほんしさく 基本施策 2	こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん 公共サービス従事者などに対する理解促進
きほんしさく 基本施策 3	しょう ひと たい けんりようごとう かかわ けいはつ こうほう 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
きほんしさく 基本施策 4	かつどう しゃかいこうけんかつどう りかい ボランティア活動・社会貢献活動の理解

きほんしさく 基本施策 1 けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

しさをてんかい 施策展開のポイント（イメージ）

- さまざま しゅほう けいはつ こうほう 様々な手法による啓発・広報
- ちい ころ ふくしきょういく 小さい頃からの福祉教育
- ちいき とりくみ かんけい 地域における取組、関係づくり
- しょう とう じしやみずか と く 障がい当事者自らが取り組む
- た その他

じゅうてんとりくみ げんじてん こうほ 重点取組（現時点での候補）

こうほうし こうほうばんぐみ つう こうほう 広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

しょうがいしやしゅうかんきねんじぎょう じっし 障害者週間記念事業の実施

でまえこうざなど かつよう しょう ふくしかんれんほうれい けいかくとう しゅうち 出前講座等を活用した障がい福祉関連法令・計画等の周知

しょう とうじしゃ こうしはけん 障がい当事者の講師派遣

ふくしきょういく きょうざい さくせい はいふ ふくしどくほん 福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

けんしゅう うんえい ボランティア研修センターの運営

きほんしさく こうきょう じゅうじしゃ たい りかいそくしん
基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

しさをてんかい
施策展開のポイント（イメージ）

- ふくしかんけいじぎょうしゃ りかいそくしん
福祉関係事業者への理解促進
- ふくしかんけいいがい じぎょうしゃ りかいそくしん
福祉関係以外の事業者への理解促進
- その他^た

じゅうてんとりくみ げんじてん こうほ
重点取組（現時点での候補）

ふくし ていきょう じぎょうしゃ たい けんしゅう じっし
福祉サービス提供事業者に対する研修の実施

しょう とうじしゃ こうしはけん さいけい
障がい当事者の講師派遣（再掲）

けんしゅう うんえい さいけい
ボランティア研修センターの運営（再掲）

基本施策3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

施策展開のポイント（イメージ）

- ・ 地域においてお互いに顔が見える関係づくり
- ・ 北海道障がい者条例の普及
- ・ 各種相談窓口の紹介
- ・ その他

重点取組（現時点での候補）

北海道障がい者条例の普及

福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

障がい当事者等の意見反映

基本施策4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

施策展開のポイント（イメージ）

- ・ ボランティア活動への関心を高める
- ・ ボランティア活動への支援
- ・ 若い世代の参加
- ・ その他

重点取組（現時点での候補）

ボランティア研修センターの運営（再掲）

市民活動サポートセンター運営管理・さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進総合事業）

さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進総合事業）

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ることを目的としたものです。

北海道障がい者条例について

条例の概要などについて記載する。